

危機管理について

NO. 20

広島県教育委員会

危機管理の要点

危機の予測と回避(事前の準備・防止計画・シミュレーション)

- 1 教職員の意識改革
- 2 情報収集・分析・対応(家庭、地域、関係機関との連携)
- 3 未然防止のための具体的な対応策

危機発生時の基本的対応の原則

- ① 校長のリーダーシップの発揮
- ② 状況把握、情報の一元化
- ③ 開かれた連携

危機への対応(迅速に、的確に、組織的に)

- 1 危機レベルの判断
- 2 プロジェクトチームを組織し対応、教育委員会との連携、マスコミ等への対応
- 3 全教職員の意識統一
- 4 児童生徒、保護者への対応

危機の再発防止

- 1 原因や背景の分析
- 2 課題を明確にし、問題点の改善
(校内研修等の実施など)
- 3 危機管理体制の見直し
(事件を教訓化し学校体制の見直し)

危機管理体制の確立について

(1) 危機管理の必要性

最近、暴力行為、金銭強要、暴走行為などの問題行動や不審者により児童生徒が殺傷されるなど重大な事件が起きています。

このため、学校においては、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、危機管理の観点から学校体制の見直しが必要であり、「実際的」「具体的」「簡明」を原則とした各学校独自の「危機管理・危機対応体制」をつくるとともに、「防火訓練」のようにシミュレーションを行い、実際に機能する危機管理体制を確立しておくことが重要です。

(2) 危機管理の構成

ア 危機の予測と回避

今後、起こるかもしれない様々な危機を予測し、回避するためには、1ヶ月後などの「近い将来」、半年後や1年後などの「中程度の将来」、5～10年後の「遠い将来」に分けて危機の予測を考えておく必要があります。

想定すべき危機の事例としては、「強盗、ひったくり」「集団での暴力」「暴走族」「覚せい剤など薬物乱用」「性の逸脱行為」「携帯電話やPHSなどを使った犯罪行為」「不審者による傷害事件」「通学中の事故」「交通事故」などがあげられます。

回避のための具体策としては、「学級（ホームルーム）活動等での規範意識の育成」「学校、家庭、地域で情報を共有できるネットワークづくり」「警察署員等による防止教室の開催」等が有効です。（「問題行動に関する防止学習プログラム」、「生徒指導ハンドブック」を参照）

イ 危機発生時の対応

児童生徒の生命に関わる事件や事故、社会的に影響がある事件などの重大な危機に際しては、校長自らがリーダーシップをとり、「プロジェクトチーム」を組織して児童生徒の安全を最優先の課題とし、迅速かつ的確に、組織をあげてこれに対応することが必要です。

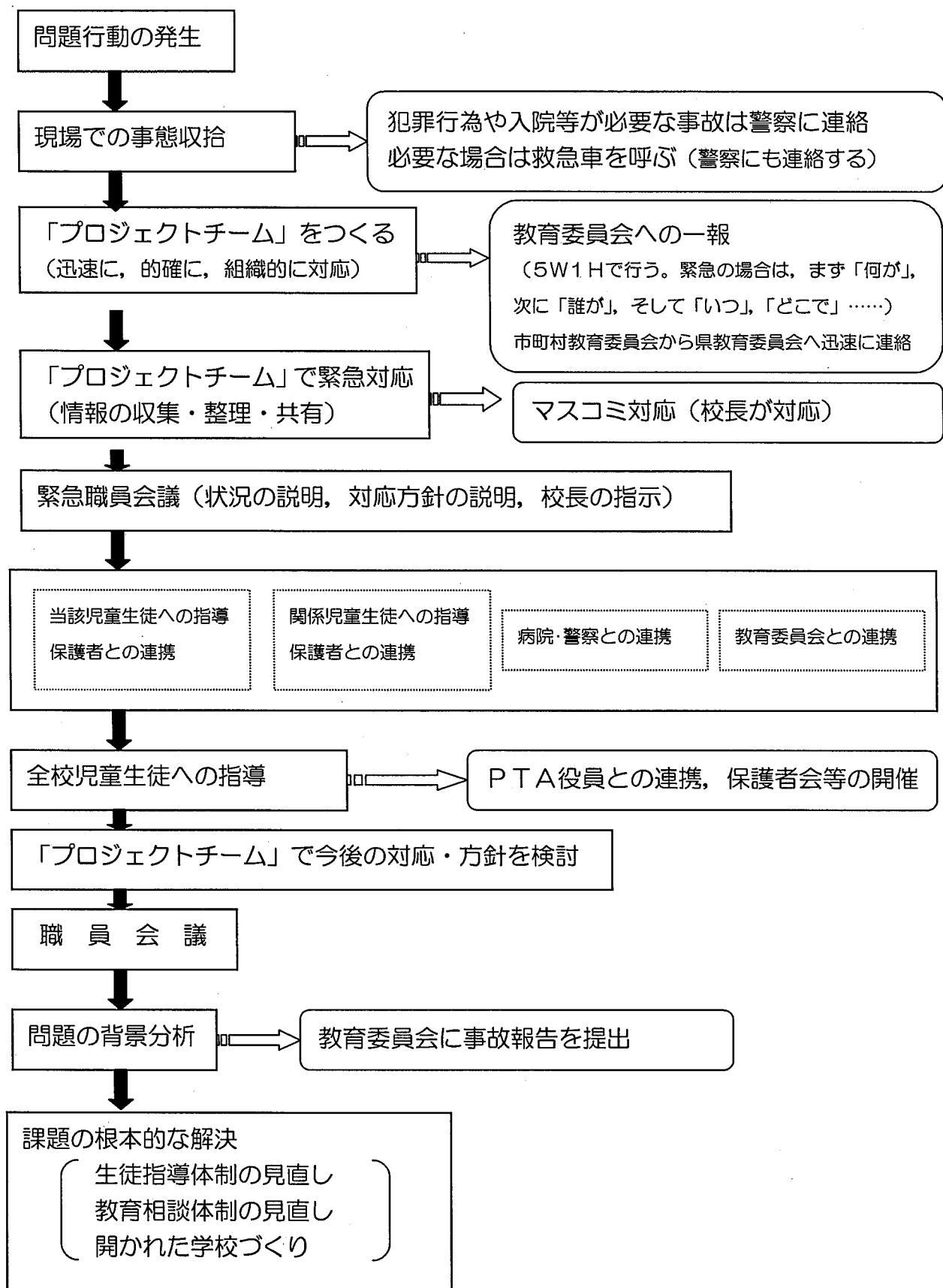
この場合、校長は、あらゆる角度から情報を収集・分析して早期に方針を決定するとともに、インフォームドコンセント（学校の方針を説明すること）、アカウンタビリティ（学校の行なった結果の説明を行なうこと）などの配慮も必要となります。

更には、危機管理にともない必要な経費・物資などについて、事務室との連携が必要です。

ウ 課題の根本的解決

事件や事故が起ったときは、学校体制に何らかの問題がなかったかどうか、課題やその背景を明らかにして、組織を見直していくことが必要です。このため、児童生徒を対象としたアンケート調査、個別面談、家庭訪問などにより、児童生徒の状況把握に努めるとともに、教育相談体制の充実を図ったり、警察や関係機関との連携による開かれた連携づくりなどを進めることが大切です。

【問題行動が起こった時の危機管理（例）】



【「プロジェクトチーム」について（例）】

犯罪行為や自殺予告、入院等が必要な事故については、「プロジェクトチーム」を組織して対応します。このプロジェクトチームは、児童生徒及び教職員の安全を確保すること、児童生徒や保護者との信頼関係を守ること、学校の秩序を維持すること、社会的信頼を回復することなどをその目的とします。

《校長の役割》

- ・ 状況を判断し、対応方針を決定
- ・ 緊急職員会議で報告、教育委員会と連携、マスコミへの対応

《プロジェクトチームの機能》

- ・ 情報の収集・整理・分析・まとめ
- ・ 教職員との連絡、調整
- ・ 緊急対応策の検討（根本的な対応策の検討）

※「プロジェクトチーム」の構成メンバー

人間関係を持つ教職員を入れるなど、柔軟に実質的に構成

（校長、教頭、生徒指導主事、担任、副担任、教科担任、部活動担当者など）

事実関係の把握と当該児童生徒への対応	教職員共通の意思形成	児童生徒への対応	保護者への対応	関係機関対応
<ul style="list-style-type: none">・ ケガ・盗難等における初期の見舞い、陳謝・ 学校方針の説明	<ul style="list-style-type: none">・ 家庭訪問等による事実確認・ 保護者との連携・ 事実把握（迅速・正確・同時進行）	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急職員会議の開催（事実の説明、方針の確認）	<ul style="list-style-type: none">・ 全校集会等の開催（児童生徒への説明）・ 教育相談体制の見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 保護者会等の開催（事実関係と方針の説明）・ 文書による説明